【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年12月16日提出
【計算期間】	第4期中（自　2022年3月18日　至　2022年9月17日）
【ファンド名】	ＢＮＹメロン・リアル・リターン・ファンド （ＳＭＡ向け）（為替ヘッジなし）
【発行者名】	ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　遠藤　勝利
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	吉田　紀明
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03（6756）4683
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2022年10月31日現在です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アイルランド	41,851,854	98.28
	日本	298,758	0.70
小　計		42,150,612	98.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		434,521	1.02
合計（純資産総額）		42,585,133	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいいます。以下同じ。

(2) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（2020年 3月17日）	14,736,085	14,736,085	0.8990	0.8990
第2期末	（2021年 3月17日）	35,843,319	35,843,319	1.1643	1.1643
第3期末	（2022年3月17日）	39,099,480	39,099,480	1.2521	1.2521
第4期中間期末	（2022年9月17日）	40,294,548	－	1.4680	－
2021年10月末日		36,221,519	－	1.2675	－
11月末日		35,473,974	－	1.2505	－
12月末日		36,825,772	－	1.2924	－
2022年 1月末日		37,084,821	－	1.2335	－
2月末日		38,070,765	－	1.2343	－
3月末日		42,229,220	－	1.3110	－
4月末日		42,718,911	－	1.3526	－
5月末日		41,532,023	－	1.3492	－
6月末日		39,621,783	－	1.4260	－
7月末日		37,369,992	－	1.3989	－
8月末日		38,014,533	－	1.4383	－
9月末日		41,095,335	－	1.4466	－
10月末日		42,585,133	－	1.4835	－

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（2019年3月19日～2020年3月17日）	0
第2期（2020年3月18日～2021年3月17日）	0
第3期（2021年3月18日～2022年3月17日）	0
第4期中間（2022年3月18日～2022年9月17日）	－

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（%）
第1期（2019年3月19日～2020年3月17日）	△10.1
第2期（2020年3月18日～2021年3月17日）	29.5
第3期（2021年3月18日～2022年3月17日）	7.5
第4期中間（2022年3月18日～2022年9月17日）	17.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

2【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期（2019年3月19日～2020年3月17日）	17,285,829	893,288	16,392,541
第2期（2020年3月18日～2021年3月17日）	21,348,857	6,956,900	30,784,498
第3期（2021年3月18日～2022年3月17日）	9,726,259	9,283,685	31,227,072
第4期中間（2022年3月18日～2022年9月17日）	4,650,156	8,427,828	27,449,400

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。
（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

３【ファンドの経理状況】

（1）　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（2）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2022年3月18日から2022年9月17日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

ＢＮＹメロン・リアル・リターン・ファンド（ＳＭＡ向け）（為替ヘッジなし）

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 （2022年3月17日現在）	第4期中間計算期間末 （2022年9月17日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	8	27
金銭信託	601,386	661,155
投資信託受益証券	38,614,318	39,761,795
流動資産合計	39,215,712	40,422,977
資産合計	39,215,712	40,422,977
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,924	5,539
未払委託者報酬	75,748	85,197
その他未払費用	35,560	37,693
流動負債合計	116,232	128,429
負債合計	116,232	128,429
純資産の部		
元本等		
元本	31,227,072	27,449,400
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	7,872,408	12,845,148
（分配準備積立金）	5,076,454	3,792,122
元本等合計	39,099,480	40,294,548
純資産合計	39,099,480	40,294,548
負債純資産合計	39,215,712	40,422,977

（2）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 （自　2021年3月18日 至　2021年9月17日）	第4期中間計算期間 （自　2022年3月18日 至　2022年9月17日）
営業収益		
受取利息	-	17
有価証券売買等損益	1,434,679	△632,693
為替差損益	221,205	7,365,754
営業収益合計	1,655,884	6,733,078
営業費用		
受託者報酬	5,030	5,539
委託者報酬	77,642	85,197
その他費用	115,033	152,220
営業費用合計	197,705	242,956
営業利益又は営業損失（△）	1,458,179	6,490,122
経常利益又は経常損失（△）	1,458,179	6,490,122
中間純利益又は中間純損失（△）	1,458,179	6,490,122
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	367,992	1,193,845
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,058,821	7,872,408
剰余金増加額又は欠損金減少額	512,791	1,818,574
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	512,791	1,818,574
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,308,676	2,142,111
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,308,676	2,142,111
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,353,123	12,845,148

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	・外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第3期 （2022年3月17日現在）	第4期中間計算期間末 （2022年9月17日現在）
1.受益権の総数	31,227,072口	27,449,400口
2.1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2521円 (12,521円)	1.4680円 (14,680円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第3期 （2022年3月17日現在）	第4期中間計算期間末 （2022年9月17日現在）
期首元本額	30,784,498円	31,227,072円
期中追加設定元本額	9,726,259円	4,650,156円
期中一部解約元本額	9,283,685円	8,427,828円

（参考情報）

当ファンドは「ＢＮＹメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（ＵＳＤ　Ｘクラス）」受益証券および「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「マネーポートフォリオ・マザー

ファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

1.「ＢＮＹメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（ＵＳＤ　Ｘクラス）」の状況
以下に記載した情報は、同ファンドの管理事務代行会社であるBNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Companyからの情報に基づき、2022年9月15日の状況を記載したものです。したがって、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。

「ＢＮＹメロン・グローバル・リアル・リターン・ファンド（ＵＳＤ　Ｘクラス）」

貸借対照表

対象年月日	（2022年9月15日現在）
科目	金額（米ドル）
資産の部	
現金および現金同等物	4,819,317.09
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	384,952,565.74
未収入金	294,954,802.19
未収利息	1,484,912.29
資産合計	686,211,597.31
負債の部	
未払金	289,672,596.45
未払費用	564,516.95
負債合計	290,237,113.40
純資産の部	
純資産合計	395,974,483.91
負債純資産合計	686,211,597.31
1．2022年9月15日現在の口数 （ＵＳＤ　Ｘクラス）	58,641,403.293口
2．1口当たり純資産額 （ＵＳＤ　Ｘクラス）	1.9618米ドル

2.「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

（単位：円）

	（2022年9月15日現在）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	204,288,010
流動資産合計	204,288,010
資産合計	204,288,010
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,824
未払委託者報酬	9,073
流動負債合計	10,897
負債合計	10,897
純資産の部	
元本等	
元本	206,623,719
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△2,346,606
（分配準備積立金）	20,313
元本等合計	204,277,113

純資産合計	204,277,113
負債純資産合計	204,288,010

(2) 注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、2022年9月15日現在のものであります。当該投資信託受益証券の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2022年9月15日現在）
1.受益権の総数	206,623,719口
2.元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	2,346,606円
3.1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9886円 (9,886円)

「マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、2022年9月15日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

（単位：円）

	（2022年9月15日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	44,263,007
国債証券	160,030,841
流動資産合計	204,293,848
資産合計	204,293,848
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	1,862
流動負債合計	1,862
負債合計	1,862
純資産の部	
元本等	
元本	205,562,498
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△1,270,512
元本等合計	204,291,986
純資産合計	204,291,986
負債純資産合計	204,293,848

(2) 注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	・国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、2022年9月15日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2022年9月15日現在）
1.受益権の総数	205,562,498口
2.元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	1,270,512円
3.1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9938円 (9,938円)

4【委託会社等の概況】

(1) 【資本金の額】

以下は2022年11月末現在です。

資本金　　7億9,500万円
発行可能株式総数　　20,000株
発行済株式総数　　15,900株
最近5年間における主な資本金の額の増減
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

2022年10月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類		本数	純資産額合計（百万円）
公募証券投資信託		21	177,542
	追加型株式投資信託	21	177,542
	追加型公社債投資信託	0	0
	単位型株式投資信託	0	0
	単位型公社債投資信託	0	0
私募証券投資信託		13	697,066
合　計		34	874,608

(3) 【その他】

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

５【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日　内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2021年4月1日至 2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2021年3月31日）	当事業年度 （2022年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,586,682	7,237,408
未収委託者報酬	794,196	816,404
未収運用受託報酬	2,756,632	1,903,791
未収収益	258,028	339,438
未収入金	35,336	41,182
未収消費税等	147,501	7,137
前払費用	37,147	52,336
仮払金	16,664	3,467
流動資産計	10,632,190	10,401,167
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 895	*1 744
有形固定資産計	895	744
投資その他の資産		
投資有価証券	2,483	172,993
長期差入保証金	146,496	143,723
繰延税金資産	253,418	246,777
投資その他の資産計	402,398	563,494
固定資産計	403,293	564,239
資産合計	11,035,484	10,965,407
負債の部		
流動負債		
未払金	175,027	158,442
未払費用	2,423,246	1,663,240
預り金	121,266	108,726
仮受金	24,747	15,919
未払法人税等	440,905	150,234
賞与引当金	117,511	116,955
流動負債計	3,302,705	2,213,518
固定負債		
退職給付引当金	516,256	584,084
固定負債計	516,256	584,084
負債合計	3,818,961	2,797,603
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,726,187	6,663,377
利益剰余金合計	5,726,187	6,663,377
株主資本合計	7,216,187	8,153,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	335	14,426
評価・換算差額等合計	335	14,426
純資産合計	7,216,523	8,167,803
負債・純資産合計	11,035,484	10,965,407

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,830,065	3,872,589
運用受託報酬	6,166,840	4,920,074
その他営業収益	912,320	987,580
営業収益計	10,909,226	9,780,244
営業費用		
支払手数料	1,572,346	1,561,654
広告宣伝費	45,027	60,074
調査費	4,857,216	4,269,629
通信費	6,498	5,982
印刷費	8,668	18,802
協会費	14,046	13,324
その他の営業雑経費	5,800	2,829
営業費用計	6,509,603	5,932,296
一般管理費		
役員報酬	96,657	91,350
給与・手当	1,011,475	982,693
賞与引当金繰入額	117,511	116,955
賞与	295,274	331,292
退職給付費用	110,383	123,749
交際費	110	2,003
旅費交通費	2,695	4,805
租税公課	51,586	43,810
不動産賃借料	199,388	216,545
事務委託費	450,358	471,100
固定資産減価償却費	17,231	150
諸経費	131,235	126,219
一般管理費計	2,483,908	2,510,675
営業利益	1,915,714	1,337,272
営業外収益		
受取利息	24	12
受取配当金	418	81
為替差益	24,655	39,822
雑収入	1,220	1,929
営業外収益計	26,319	41,846
経常利益	1,942,033	1,379,118
特別損失		
特別退職金	48,000	-
特別損失計	48,000	-
税引前当期純利益	1,894,033	1,379,118
法人税、住民税及び事業税	616,893	441,507
法人税等調整額	△ 16,878	421
法人税等合計	600,014	441,928
当期純利益	1,294,019	937,190

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月 1日　至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	795,000	695,000	4,432,167	5,922,167	△ 104	5,922,063
当期変動額						
当期純利益			1,294,019	1,294,019		1,294,019

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					440	440
当期変動額合計	-	-	1,294,019	1,294,019	440	1,294,459
当期末残高	795,000	695,000	5,726,187	7,216,187	335	7,216,523

当事業年度（自 2021年4月 1日　至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	795,000	695,000	5,726,187	7,216,187	335	7,216,523
当期変動額						
当期純利益			937,190	937,190		937,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					14,090	14,090
当期変動額合計	-	-	937,190	937,190	14,090	951,280
当期末残高	795,000	695,000	6,663,377	8,153,377	14,426	8,167,803

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品　　15年～20年

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4．収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

ファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託の信託約款または投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

（会計上の見積り）
該当事項はありません。

（会計方針の変更）
1．時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表への影響はありません。

2．収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。
なお、収益認識会計基準第89-3 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（未適用の会計基準等）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）
(1) 概要
投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。
(2) 適用予定日
2023年3月期の期首より適用予定であります。
(3) 当該会計基準等の適用による影響
当該適用指針の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）
＊1　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2021年3月31日）	当事業年度 （2022年3月31日）
器具備品	2,668千円	2,818千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）
1．発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式	15,900　株	-	-	15,900　株

2．配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）
1．発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式	15,900　株	-	-	15,900　株

2．配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
投資有価証券（※1） その他の有価証券	2,483
資産計	2,483

（※1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券は投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
投資有価証券（※1）（※2） その他の有価証券	172,993
資産計	172,993

（※1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券は投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（※2）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に関する注記を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2021年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,586,682	-	-	-
未収委託者報酬	794,196	-	-	-
未収運用受託報酬	2,756,632	-	-	-
合　　計	10,137,510	-	-	-

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,237,408	-	-	-
未収委託者報酬	816,404	-	-	-
未収運用受託報酬	1,903,791	-	-	-
合　　計	9,957,603	-	-	-

（有価証券関係）

1．その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区　分	種　類	貸借対照表 計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	2,483	2,000	483
	小　計	2,483	2,000	483
合　計		2,483	2,000	483

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区　分	種　類	貸借対照表 計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	172,993	152,200	20,793
	小　計	172,993	152,200	20,793
合　計		172,993	152,200	20,793

2．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）
　　該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）
　　該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
　該当事項はありません。

（退職給付関係）
1．採用している退職給付制度の概要
　当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）
退職給付引当金期首残高	485,404千円	516,254千円
退職給付費用	87,004千円	101,635千円
退職給付の支払額	△56,153千円	△33,806千円
退職給付引当金期末残高	516,256千円	584,084千円

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）
勤務費用	87,004千円	101,635千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	23,378千円	22,114千円
退職給付費用	110,383千円	123,749千円

（ストック・オプション等関係）
　該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2021年3月31日）	当事業年度 （2022年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	19,218 千円	12,608 千円
未払事業税	13,156 〃	6,799 〃
未払特別法人事業税	12,049 〃	3,147 〃
賞与引当金	35,981 〃	35,811 〃
退職給付引当金	158,077 〃	178,846 〃
敷金償却	15,081 〃	15,930 〃
繰延税金資産合計	253,566 千円	253,144 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	148 千円	6,366 千円
繰延税金負債合計	148 千円	6,366 千円
繰延税金資産の純額	253,418 千円	246,777 千円

2．法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2021年3月31日）	当事業年度 （2022年3月31日）
	%	%
法定実効税率	30.6	30.6
（調整）		
住民税均等割	0.1	0.2
役員賞与	0.9	1.2
交際費否認	0.0	0.0
その他	0.1	0.0
税効果適用後の法人税等の負担率	31.7	32.0

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（収益認識関係）

当事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した結果
「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報
当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）
1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,830,065	6,166,840	912,320	10,909,226

2．地域ごとの情報
(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
6,151,657	1,116,781	3,635,101	5,685	10,909,226

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン･インターナショナル･マネジメント･リミテッド	3,428,373	投資運用業
A社（注）	1,703,063	投資運用業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,872,589	4,920,074	987,580	9,780,244

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
5,577,958	676,947	3,519,543	5,795	9,780,244

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン･インターナショナル･マネジメント･リミテッド	3,229,690	投資運用業
A社（注）	1,071,521	投資運用業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	$1,135	銀行業	なし	預金	預金の預入（純額）（注1）	1,063,184	預金	5,338,783
						オフィス賃借	賃借料（注1）	199,388	長期差入保証金	146,496
親会社の子会社	BNYメロン･インターナショナル･マネジメント･リミテッド	英領ケイマン諸島	$0.001	資産運用業務	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入（注1）	3,189,102	未収運用受託報酬	816,918

親会社の子会社	メロン・インベストメンツ・コーポレーション	米国ボストン	$0.5	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（調査費）（注1）	1,629,098	未払費用	357,185
親会社の子会社	インサイト・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	£46	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（調査費）（注1）	2,168,109	未払費用	1,446,800

（注1）　独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

当事業年度（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	$1,135	銀行業	なし	預金	預金の預入（純額）（注1）	1,175,072	預金	6,513,856
						オフィス賃借	賃借料（注1）	216,545	長期差入保証金	143,723
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	英領ケイマン諸島	$0.001	資産運用業務	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入（注1）	2,990,418	未収運用受託報酬	655,819
親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	米国ボストン	$0	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（調査費）（注1）	713,078	未払費用	282,394
親会社の子会社	インサイト・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	£46	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用（調査費）（注1）	1,355,078	未払費用	701,211

（注1）　独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2．親会社に関する注記

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント（ＡＰＡＣ）ホールディングス・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）	当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）
1株当たり純資産額	453,869円38銭	513,698円35銭
1株当たり当期純利益金額	81,384円89銭	58,942円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）	当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）
当期純利益（千円）	1,294,019	937,190
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,294,019	937,190
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　三　上　和　彦

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
　当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は本投資法人（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2022年11月30日

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久　保　直　毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＢＮＹメロン・リアル・リターン・ファンド（ＳＭＡ向け）（為替ヘッジなし）の2022年３月18日から2022年９月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＢＮＹメロン・リアル・リターン・ファンド（ＳＭＡ向け）（為替ヘッジなし）の2022年９月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年３月18日から2022年９月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＢＮＹメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。